

「未来戦略推進プラン2023（案）」パブリックコメント

- ・実施期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月31日（金）
- ・周知方法 広報としま2月21日号掲載 区ホームページ掲載
- ・閲覧場所 区ホームページ、企画課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）、図書館
- ・受付方法 はがき0件、ファックス0件、Eメール10件、郵送1件、持参0件
- ・提出意見数 61件

■案に対するご意見と豊島区の考え方

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
1	<p>SDGsを行政の基本方針に掲げることで、福祉に関する義務的経費の増大による財源不足や、外部の民間事業者への委託が拡大することによる利権の問題などが懸念されます。そこで、SDGsに関連する施策については、以下の取扱いをルール化し遵守する仕組みを導入してください。</p> <p>①計画時：施策の可否を科学的根拠に基づき検証し、他事業と重複がないよう精査の上採否を判断すること。</p> <p>②予算措置時：既存事業で中止終了できるものがないかを確認し、その財源を充てること。ない場合は、複数の既存事業の予算を削減し、削減額をその財源に充てること。</p> <p>③実行時：委託事業者の選定にあたっては、施策の目的、KGI、KPIを達成できるかを客観的な根拠に基づき判定し選定すること。また目的が達成できない場合いつでも解約できる旨を契約条項に盛り込むこと。</p> <p>④見直し時：あらかじめ撤退基準を明確に設定し、客観的な根拠に基づき継続可否を判定し、否定の場合は躊躇なく撤退すること。</p>	1	<p>福祉分野を含む本区のあらゆる施策はSDGsの理念に基づくものであり、予算措置時等にあたっては、ビルド・アンド・スクラップ等の手法により、自治体の責務である「最少の経費で最大の効果」の実現に努めております。</p> <p>委託事業者の選定にあっても、施策目標の実現を最優先に、プロポーザルや地域貢献等を考慮した総合評価制度の導入、その他要綱等に基づき適正に実施してきております。業務の内容によっては、施策の目標の実現や最大の効果の実現を考慮し、新たな手法や客観的評価基準の導入も今後の課題と認識しておりますが、目的が達成できない場合いつでも解約できる旨を契約条項に盛り込むことについては、達成指標の設定・判定など課題も多くあり、現状では困難と考えております。</p> <p>さらに事業の評価においては、施策レベル・事務事業レベルで指標を設け、評価を行い、業務改善に繋げております。事業継続・廃止にあたっては、この評価に加え、区民の皆様の声を捉えながら、区議会の審議などを踏まえて総合的に判断するものと認識しており、基準及び客観的な根拠等の側面のみで廃止の判断をすることは適切でないと考えております。</p>
2	<p>未来戦略推進プランを見て、「2050としまゼロカーボン戦略」と整合しているのか疑問を持ちました。全体的に、脱炭素の視点が入っていないと感じました。</p> <p>脱炭素の視点で再点検し、「省エネ・電化・自然エネルギー転換による脱炭素」をあらゆる面で推進してほしいです。</p>	2	<p>「未来戦略推進プラン」は、区政運営の基本的指針である「豊島区基本計画」の実施計画で、各年度の基本的な方向性を示すとともに、「基本計画」や各分野の計画における重点施策を中心に掲載していることから、本区のあらゆる計画と整合しているものです。</p> <p>脱炭素への取組についても、本プランと併せ「2050としまゼロカーボン戦略」等に則り、推進してまいります。</p>
3	<p>行政のデジタル化を進めるにあたり、通信関連機器やサービスは、安全保障上問題のあるものは外すべきです。</p> <p>区の行政では、TikTok、Zoomは利用禁止、LINEは広報のみで住民からの情報を収集しないなど、デジタルサービスの利用には注意してほしいです。</p>	1	<p>当該機器やアプリ等を調達する際には、複数の仕入れ業者から情報収集し、最適なものを選定するなど、セキュリティ面への配慮を十分に行っております。また、サイバー攻撃、情報流出等に対するのシステム的な対策も講じております。</p> <p>区政のデジタル化にあたっては、個人情報の流出がおこらないよう十分注意しながら取り組んでまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
4	<p>計画事業編 第4章23ページ「評価と政策形成、予算編成が連動するシステムの確立」に関連して、事務事業評価における以下の取扱いをお願いします。</p> <p>①個々の事業の評価基準を毎年統一する。</p> <p>②個々の事業の継続要否を判断するためのA表を用いた評価を、3年に1回から、少なくとも1年に1回以上とする。</p> <p>③個々の事業の管理番号について、過去年度を通じて事業ごとにユニークな管理番号で統一して付番する。</p>	1	<p>①事務事業評価はPDCAサイクルのCの部分を担当するものです。業務改善や政策形成、予算編成につながるよう、社会情勢の変化などに合わせて、適宜、評価基準を見直しながら実施しております。</p> <p>②事務事業評価は事業の継続要否を判断するためではなく、事業の進捗状況を確認し、PDCAマネジメントを適切に行うためのツールです。A表での評価は3年に1度となっているものの、B表を用いた評価を毎年実施することにより、適切にPDCAサイクルを回していきます。</p> <p>③現在の管理方法で事業の連続性を把握できているので、現在のところ修正の予定はありません。</p>
5	<p>計画事業編 第4章40ページ「No.56 区政への区民参画の拡大・多様化」</p> <p>他の自治体では、気象市民会議などの実践もあります。現代の課題を多くの区民と議論しながら、考えていく必要があると思います。多様な区民参画の機会を作っていただきたいです。</p>	1	<p>区民の声を区政に反映していくことは、自治体の基本的な責務であり、的確な行政運営に欠かせないものだと考えます。そのため、本区ではアンケートや区民説明会、審議会等における区民委員の公募やパブリックコメント等、様々な区民参画の手法を用いて、より時代や区民ニーズに沿った計画の策定や施策の実施を目指しております。</p> <p>ご意見にありました気候市民会議のように、直接区民の意見を聞き、区政に活かしていく取組についても非常に重要だと認識しております。ご意見を参考に、より一層区政への区民参画を推進してまいります。</p>
6	<p>計画事業編 第4章45ページ「5.リスクマネジメントの推進」</p> <p>コンプライアンスの強化を強めるとありますが、根本の区民の生活を守る危機管理として忘れてほしくないのが、西部地区の上空を毎日夕方低空で飛ぶ飛行機の危険性です。昨年3月には、渋谷区で飛行機から落ちたと思われる氷塊がテニスをしている人の間近に落ちました。事故が起きてからでは遅いので、事前に、予想されるすべての事態に備えた体制を整えてください。</p>	1	<p>氷塊については、国において、氷塊が落ちたと思われる時間の前後に新飛行経路を飛行した航空機を対象に調査したところ、いずれの航空機も、氷塊の付着や水漏れ等の不具合や異常は確認されなかったと報告を受けております。国は2018年3月に世界に類を見ない「落下物対策総合パッケージ」を取りまとめ、落下物対策の充実・強化を図っております。本区としては、引き続き、本パッケージに基づく対策を着実かつ強力に実施し、落下物ゼロを目指して取り組むよう要望してまいります。</p>
7	<p>計画事業編 第6章110ページ「障害者地域支援協議会の運営」</p> <p>障害者地域支援協議会の運営について「学識経験者・障害福祉サービス事業所・教育・就労・相談員等関係機関による協議を行う」とありますが、障害当事者の意見や要望が反映できるようにしてください。</p>	1	<p>障害者地域支援協議会では、障害当事者や当事者家族も委員となっており、障害当事者の意見や要望を取り入れながら協議を進めております。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
8	<p>計画事業編 第6章124ページ「被保護者自立支援事業」</p> <p>令和5年度以降の【就労支援】支援者予定数が300人となっていますが、生活保護の平均受給者数と比べて過剰に少なすぎるため、大幅に増加させてください。</p>	1	<p>生活保護を受給している方は、身体的・精神的な健康課題を始めとする様々な生活課題を抱え、求職活動を行うことが困難な方が多くいらっしゃいます。就労支援は基本的に稼働年齢層のうち、就労可能と判断された方について実施しています。また、支援の実施方法として、担当ケースワーカーによる就労支援と、専門の支援員による就労支援があり、支援者予定数の300人は専門の支援員による就労支援の予定数を記載したものです。今後も生活保護受給者の自立支援をより一層充実できるよう努めてまいります。</p>
9	<p>計画事業編 第6章125ページ「生活困窮者自立支援事業」</p> <p>必須事業とされている「自立相談支援事業」の目標数が不明なので、これを明確化してください。</p> <p>また、相談支援の対象者数についても明確化をお願いします。</p>	1	<p>「自立相談支援事業」については、新規相談見込者数等の数値を掲載するよう検討いたします。</p> <p>相談支援は様々な事情でお困りの方が対象のため、対象者を数値化することは困難です。</p>
10	<p>学童クラブでのおやつの時間について、給食を12時ごろに食べた後、学童クラブの児童は17時過ぎまで何も口にできません。せめて下校の早い低学年だけでもおやつを以前のように16時前に食べさせていただけるよう、宜しくお願いします。</p> <p>また、長期休み中の学童クラブのおやつも16時前に食べさせていただけるようお願いいたします。春休みは3月末まで保育園で生活し、3時におやつを食べていた新1年生が4月1日から利用します。春休みは職員も異動等、子どもたちも新しい環境でとても大変なことは重々承知していますが、一番環境の変化が大きい、特に「新1年生」だけでも、春休み期間中のおやつ16時前提供をお願いします。</p> <p>夏休みについても、暑さの中での疲労回復や水分補給のためにも同様をお願いします。</p>	1	<p>学童クラブの間食提供については、17時以降の保育利用者で希望される方のみを対象としています。その理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小学校の授業終了時間が延び、学童クラブへの登室時間も遅くなっていること ② ①に伴い、放課後子どもの自主的な遊びや活動の開始時間が15時30分以降となる日が多いこと ③ 保護者の就労時間が夜間に延び、学童クラブの利用時間が19時まで延長になったこと ④ 新1年生に限ったとしても、利用人数に対し、安全や衛生に配慮し、万全を期して間食を提供するための準備やスペースの確保が困難なこと <p>等から、児童の遊びや生活の流れ、間食を提供する時間や内容を考慮し、17時に提供をしており、現在のところ変更の予定はありません。</p> <p>なお、夏休み期間中については感染状況を踏まえ、水分補給も兼ねた間食提供時間の繰上げ実施について、別途検討いたします。</p>
11	<p>子どもたちの安全や指導のためにも、学童クラブ指導員が安定してまた長く働いていただけるよう、会計年度任用職員だけでなく、正規職員数も増やしてください。</p>	1	<p>子どもスキップに勤務する学童指導専門員、学童指導員等については、社会情勢等を踏まえた処遇改善に取り組んでまいります。また、正規職員につきましても、区全体のバランスを踏まえ適切な配置に努めてまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
12	<p>令和5年2月に児童相談所がオープンしました。子どもにかかわる重要インフラが身近に増えたことを歓迎します。</p> <p>池袋の繁華街を抱え、緊急一時保護される青少年が多くいることと思いますが、定員が12名では心もとない気がします。</p> <p>定員がもう増えないのであれば、区内にそうした子どもを預かる里親家庭がもっと多く必要になると思います。</p> <p>また、里親に対するサポート体制も必要と思われるので、その充実をお願いします。</p>	1	<p>一時保護は、所内保護に限らず、子どもや家庭の事情に鑑み、施設や里親への一時保護委託という仕組みも活用し、対応しております。ご指摘いただきました里親家庭の増進は、児童相談所開設に向けて、力を入れてきた取組の一つです。開設後はこの取組の具現化を図るため、区民への里親制度の普及啓発や里親個別相談会をはじめ、里親家庭への研修、里親同士の交流会を開催するなど、委託事業者（フォスティング機関）と児童相談所が協働し、里親家庭のサポートにも取り組んでおります。</p>
13	<p>計画事業編 第6章167ページ以降「子ども・子育て支援の充実」</p> <p>全体を通しての本取組の目的の明確化と、その目的に照らして継続が妥当かを「過剰な福祉（社会的望ましきバイアス防止）」の観点で検討し、必要に応じて施策の内容の見直しを行ってください。</p> <p>仮に事業の目的が、区としての少子化対策、ファミリー世帯の構成比の最適化にあるとすると、豊島区の世帯類型別構成比の推移からはとても成果が出ているとは認めづらい結果となっており、事業の継続や予算の削減などを真剣に検討すべきと考えます。</p> <p>現状、「子ども・子育て支援の充実」予算の大半は「認可保育所の運営・助成」であるため、本件予算が過剰になっていないか精査の上、他の子育て関連事業を含め目的を再度明確化し、区の主体的な予算配分の見直しを検討すべきと考えます。</p>	1	<p>認可保育所の運営・助成については、国や都の制度を踏まえ、前年度の児童在籍状況や事業の実施状況等を考慮したうえで予算を積算しております。引き続き、保育需要の変化等も反映させながら必要な事業を実施してまいります。</p>
14	<p>区立保育園での医療的ケア児受入のための施設改修や整備、職員の育成など、受入体制が充実することに期待します。</p>	1	<p>現在、区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討を行っております。令和5年度には、必要な施設の改修や物品、機械類の整備を行うとともに、職員の育成をすすめ受入体制を強化してまいります。</p>
15	<p>医療的ケア児が就学する際にも、小学校との密な連携が望ましいと思いますが、さくら小学校、巣鴨小学校、池袋小学校の周辺には区立保育園がありません。区立保育園で受入体制を整えるのであれば、何か対策をお願いしたいです。</p>	1	<p>医療的ケア児の受け入れにあたっては、豊島区医療的ケア児等支援協議会を設置し情報共有や関係機関の連携、支援に向けた必要な事項についての協議を行っております。保育園での受け入れ体制を強化するとともに、引き続き関係機関の連携など必要な協議を行ってまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
16	区立保育園が果たす役割はとても重要だと考えます。2005年からすでに10園以上公設公営の区立保育園が減っています。これ以上減らさないでください。	1	区立保育所の民営化は、平成16年度に策定した「豊島区子どもプラン」のなかで『多様化、複雑化した保育需要に公私協働で対応していく』とした方針のもと推進してきました。平成26年に決定した民営化の計画は、令和5年4月の東池袋第一保育園の民営化により完了となります。なお、現在、新たな区立保育園の民営化に関する計画はございません。
17	保育園や学校などで子どもたちが性被害にあふ事件が後を絶ちません。子どもへの性犯罪は再犯率も高いと言われています。過去に処分を受けた人が子どもに関わる仕事につけないよう何らかのチェックを行う、保育園などでは園児に対して保育者が一人にならない（複数の目が常にある）状態にするなど対策をお願いします。	1	保育士は、児童福祉法に規定する欠格事由に該当した場合、都道府県により、保育士登録を取り消されることとなります。保護者の皆様がお子さんを安心して預けることができるよう、各園に対し、保育士採用時の資格確認の徹底や、採用後の職員一人ひとりの育成・指導、また、園内での問題を早期発見できる管理体制などについて、注意喚起や必要な指導を引き続き行ってまいります。
18	2023年度から、保育園の「実地検査」が、書面やリモートなど施設に足を運ばないやり方でも可能になるとのことですが、豊島区での実地検査が発端となり、他の自治体含め不正受給が発覚した事件もあります。また全国でも保育園での不適切保育の報道が続いています。豊島区は今まで同様に、これからも全ての保育施設の実地検査を年1回行ってください。そのための人材と予算の確保をしっかりとお願いします。	1	保育施設の運営状況や保育内容等につきましては、実地検査でなければ実際の状況を確認できないこともあるため、本区では、今後も保育施設に対する指導検査は、書面やリモートではなく、実地検査を実施してまいります。
19	小規模保育園が定員割れし、閉園を余儀なくされています。そういった保育園がこれまでのノウハウを生かしながら雇用を守り運営を維持していくための補助金や支援制度を充実させてほしいです。一度閉園しても、一時保育や無園児の保育などを充実させることで再開できる道を作ってください。	1	認可保育施設で欠員が発生した場合、「運営費減収補助」として区から経費の一部を補助しています。また、令和5年度から新たに地域型保育事業にて在宅で育児をするご家庭に対しても育児支援を行い、地域に貢献できるよう「一時預かり事業（余裕活用型）」を実施することといたしました。今後も施設の利用状況を見ながら、小規模な保育施設の運営に係る取組を実施してまいります。
20	行政だけによらない子育て支援の拡充を予算に盛り込んでください。保育園が無園児を預かったり、行政職員が定期的に子育て家庭を見守ったりすることも大事ですが、住民同士助け合える雰囲気やどれほど住民の心の安心につながることでしょう。乳幼児や妊婦のいる家庭に、研修を受けた近所の子育て経験者が訪問し、寄り添うことで、保護者の不安が取り除かれて徐々に自信をもって子育てしていくようになります。このような、地域住民同士の助け合いを促進するような仕組みをしっかりとサポートしてください。	1	本区では、「子育ての手助けをしてほしい方」（利用会員）と「子育ての手助けがしたい方」（援助会員）が、地域の中で子育ての相互援助を行うことを目的に、ファミリー・サポート・センターの運営を行っています。また、研修を受講した地域の先輩ママ・パパが未就学児のいるご家庭を訪問し、悩みなどの傾聴と家事育児などの協働を行う活動に対して、経費の助成を行っています。今後も地域における子育て支援をより一層進めてまいります。

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
21	<p>中学校の部活動で外部指導員の活用推進とありますが、学校により、運動部でもメジャーなバスケ、野球などがないなど、生徒が選択できる部活数がとても少ないです。1校での活動が難しいのなら、エリアごとに合同で部活動を行うなど、生徒がより「やってみたい」と思ったことが実現できるような改革もお願いします。</p>	1	<p>現在、中学校の部活動につきましては、学校の人数規模や顧問となる教員の数により、開設できる部活にばらつきがあることは事実です。令和5年度以降、部活動の在り方について検討委員会を開催していく中で、学校間での合同部活動や外部指導者による部活動など、一人一人の生徒のニーズに応じた部活動の在り方について検討してまいります。</p>
22	<p>義務教育は無料と言っても、中学校の制服代や体育着、ジャージ等金額がとても高いです。また学年ごとに色を分ける、刺繍を入れる等するとリサイクル活用がしにくいです。成長期でもあり3年間で買い替えが必要な場合もあります。</p> <p>他の自治体のように大手メーカーの制服を一部取入れリーズナブルな価格にする、リサイクル・リユースできるような仕組みを作るなどお願いします。</p>	1	<p>学校における標準服の選定や見直しについては、校長の権限において適切に判断していますが、保護者の皆様ができる限り安価で良質なものを購入できるよう、引き続き各校に取組を促してまいります。</p> <p>また、区立中学校全校には、PTAなどを中心に、標準服や体操着などのリサイクルの仕組みが既に構築されております。私費負担はできるだけ縮減していくべきものと考えておりますので、今後も学校と連携し、負担軽減に努めてまいります。</p>
23	<p>緑化事業に関しては、現在あるイケサンパークや南池袋公園など多くの人が利用しており、それだけ自然は需要があるということです。豊島区のような都市部だからこそ、隣の文京区にある小石川植物園のように環境保全に力を入れて欲しいです。</p> <p>その他にも東京都環境局が出しているヒートアイランド現象への対策の街を冷やす緑と木陰作りも参考にしたいです。</p>	2	<p>本区には、都立公園などの大きな公園がありません。そこで、官民が連携して緑豊かな都市空間を形成するため、みどりによる基盤整備により、持続可能な環境づくりに取り組んでおります。たとえばイケ・サンパークのような新しい公園の整備や、「豊島区みどりの条例」による一定規模以上の民間建物の緑化（屋上緑化含む）、道路の透水性舗装や遮熱性舗装などにより、環境に配慮したまちづくりを進めております。また、都会にある貴重な緑に覆われた空間をできる限り減らさないよう、助成制度も設けております。</p> <p>引き続き、様々な視点で緑化を推進し、環境保全に努めてまいります。</p>
24	<p>池袋保健所裏のキッズパークが令和6年10月までの限定活用とあります。</p> <p>キッズパークは他区からも来園者があるほど、親子連れに人気の遊び場です。是非このまま存続をお願いします。</p>	1	<p>としまキッズパークの敷地は、南側の密集市街地対策事業用地として、UR都市機構が購入した土地を期限付きで借地しております。このため今の場所に永続することは不可能ですが、できるだけ長く存続できるよう検討してまいります。</p>
25	<p>「トキワ荘マンガミュージアム」オープンから3年になりますが、建設で狭くなった花咲公園の代替地が未だ暫定の公園でとても残念です。暫定公園は高い柵に囲われ、利用時間も限られ、球技も禁止されています。早急に新しい公園を作ってください。</p> <p>また、代替の公園が3年経ってもできていないことについて、コロナ感染状況もあり調整が難しいとは思いますが、住民や、公園を利用する子どもたちへの説明をお願いします。</p>	1	<p>南長崎花咲公園の一部代替用地は、南長崎三丁目仮児童遊園として開放しており、昨年度には一部遊具を設置したところです。本整備にあたりましては、近隣の皆様の意見もお聞きしながら順次整備を進めてまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
26	<p>2年連続で南長崎中央公園の芝生を植え替えて頂き、ありがとうございました。 しかし、一昨年に整備した箇所はすでに芝生がなく、土がむき出しになった状態で砂埃もひどいです。引き続き区内公園の定期的な手入れや清掃、また指導をお願いします。</p>	1	<p>芝生を適正に管理するには、年間の約半分は養生期間として閉鎖する必要があります。開放しながら正常な生育を求めることは非常に困難で、多くの方が利用する場所ほど難しさは高まります。今後も指定管理者と協議しながら、快適に利用していただけるよう努めてまいります。</p>
27	<p>以前、区内一部の公園で、散歩に来る保育園児等が使える「おもちゃ倉庫」の新聞記事を拝見しました。豊島区では多くの保育園の子どもたちが散歩に出かけますが、散歩時の荷物が減れば、公園までの道のりも保育士は子どもたちの安全により気を付けることができると思います。ぜひ他の公園でも取組みを広げてください。</p>	1	<p>ご賛同いただき誠にありがとうございます。区内に点在する小さな公園を有効に活用してもらおうと中小規模公園活用事業の一環としてはじめました。一部の公園で倉庫の開け閉め等を条件に「おもちゃ倉庫」を取り入れております。今後、他の公園にも取組を広げていけるよう検討してまいります。</p>
28	<p>「2050としまゼロカーボンの推進」の2030年度目標を、50%から60%に引き上げて実行してほしいです。</p>	3	<p>本区では、令和4年7月に「2050としまゼロカーボン戦略」を策定し、2050年に目指す姿を設定した上で、温室効果ガス削減目標を50%としております。今後、戦略の推進により、早期にカーボンニュートラルが実現できるよう取り組んでまいります。</p>
29	<p>「2050としまゼロカーボン戦略の推進」の「エコ住宅」について、現在も一般住宅向けの助成金があり、良い取組みだと感じています。ただ、この助成の対象が個人であるため、賃貸住宅のエコ改修に至らないケースがあると思います。 もし豊島区の条例として断熱基準等級を7とするなど義務化してもらえたら、賃貸住宅にもエコ住宅が普及していくのではないのでしょうか。 さらに、住宅のみならず、常時室温調整をしているような病院、老人施設、保育施設なども対象となり、省エネ化させることを期待します。</p>	2	<p>本区では省エネルギー機器等の助成を一般住宅のほか、集合住宅についても集合住宅のオーナーや管理組合を対象に実施しております（太陽光発電システムとLED照明器具）。また、中小企業向けには、省エネルギー診断の結果に基づいて導入する設備について助成を実施しているところです。延べ面積300㎡以上の住宅を新築する際には、「建築物省エネ法」に基づき断熱基準等級4等級が要求されます。さらに300㎡未満の新築住宅も、令和7年4月から同等級が同法により要求されるようになります。本区独自の断熱基準等級を強化する予定はありませんが、国や都の助成制度の状況、技術開発、普及状況等の動向を注視しながら事業メニューを設定してまいります。</p>
30	<p>地域の工務店や小規模建築業者、電気店が、積極的に断熱改修や省エネ家電を紹介したり、施工できるような支援をお願いします。 (説明義務、研修制度、断熱評価ツール、交付金など)</p>	1	<p>本区では、CO₂削減の取組の一つとして、一般住宅、集合住宅、中小規模事業者向けに省エネルギー機器等の導入等する場合、設置費用の一部を助成しております。これ以外にも、国や都においては助成制度を設けているところです。助成メニューについては、国や都の助成制度の状況、技術開発、普及状況等の動向を注視しながら検討するとともに、区民や事業者にも、国や都の制度と合わせて情報提供できるよう努めてまいります。 また、直接的支援ではありませんが、商店街が実施する、再生可能エネルギー活用や省エネルギー機器導入等を対象とした都の商店街支援メニューがありますので、一助となるよう各商店街への周知に努めてまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
31	区内の公共施設に太陽光パネルが設置されていますが、調達にあたっては、サプライチェーンにウイグル人の強制労働がない製品かをチェックするべきです。	1	太陽光発電設備の部品一つ一つにつき原産国を特定することは、区として単独で対応することは困難です。 今後とも国や東京都の動向を注視してまいります。
32	公共施設の再生可能エネルギー調達を、より迅速に進めてください。	1	2021年度の区有施設の100%再生可能エネルギーの電源構成比は、25%であり、国の再生可能エネルギー電源構成比は、20.3%となっております。また、国は2030年度の再生可能エネルギー電源構成比を36～38%に引き上げるよう検討を進めております。再生可能エネルギーの供給量に限界がありますが、着実に再生可能エネルギーの調達を増やしていくよう進めてまいります。
33	「東京ソーラー屋根台帳」を活用して、屋上太陽光発電および太陽熱のポテンシャルマップを作成して、設置可能な屋根への設置を推進してください。	1	東京都が作成している「東京ソーラー屋根台帳」は、都内全域のポテンシャルマップとして既に公開されております。本区としても、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入は不可欠であると認識しておりますので、引き続き区内での太陽光発電システム及び太陽熱システムの利用を推進してまいります。
34	東京都の太陽光発電の設置義務化支援として、区内の工務店への周知や研修制度、協議会などを設置してください。	1	東京都が進めている太陽光発電の設置義務化については、令和7年4月の制度施行を目指し、2年程度の準備・周知期間が設けられております。本区においても都からの情報を注視し、区民や事業者へ周知してまいります。
35	初期投資負担やリスク軽減のため、地域エネルギー事業者を認定して、屋根貸し事業モデルやPPAモデルを推進してください。 駐車場や空き地の活用についても認定された地域エネルギー事業者を中心に進めてください。	1	太陽光発電システムの導入については様々な手法がありますので、区民や事業者が最適な手段を選択できるよう、情報提供などを検討してまいります。
36	域内及び域外からの再生可能エネルギー電力の調達をスムーズに行うことができるような仕組みを構築してください。 例えば、「東京都環境エネルギー計画書制度」で公表されている電気事業者の排出係数や再生可能エネルギー割合の計画等を活用して、地域新電力への支援や、発電事業者とのマッチングなどを行ってください。	1	東京都を含む九都県市では、「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンを令和3年度まで実施していました。これは、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、需要をまとめることで、価格低減を実現し再生可能電力の購入を促すものでした。令和4年度以降は、ウクライナ紛争等により、国際的な燃料価格が高騰し電力需給状況が混乱しているため実施していませんが、今後再開した際には、再生可能エネルギーの調達が進むように本区も協力していきたいと考えております。

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
37	<p>さまざまな支援策や義務化を通して、省エネビルの建設を促進してください。 (断熱建築等への課税軽減、国よりも高い断熱推奨基準の設定、賃貸ビルの広告における断熱情報表示の義務化など) 大口建築物の新築・大規模改修については、再エネ発電設備(太陽光発電など)または再エネ熱利用設備(太陽熱、地中熱など)導入を義務化し、割合を公表してください。</p>	1	<p>国や都の制度や基準等の状況、技術開発、普及状況等の動向を注視してまいります。</p>
38	<p>省エネルギーの推進や再生可能エネルギー100%への取組を進める中で、化石燃料の流通にかかわる事業者や雇用については、再生可能エネルギーに必要なインフラ整備や、地域エネルギー事業者の雇用などでカバーして、公正な移行が進むようにする必要があります。 東京都区内の化石燃料に関わる産業を調査し、公正な移行について協議する場を設定してください。</p>	1	<p>都区内にわたる調査を、単独の区で行うのは難しく、そのような調査は、より広域的な立場で調整していく必要があります。そのため、国や都の動向等を注視してまいります。</p>
39	<p>区内の公共施設にあるテレビは、本当に必要なのでしょうか。誰も見ていないのにつけっぱなしになっているのを何度か見ました。CO₂削減とエネルギー価格の上昇の点からも、不要なテレビは壊れたら処分し、買い替えるべきではありません。NHK受信料という税金の無駄もなげます。</p>	1	<p>区庁舎や公共施設にあるテレビは、主として災害情報を始めとする区民生活に必要な情報などを収集・提供するために設置しております。</p>
40	<p>「2050としまゼロカーボンの推進」にあたり、CO₂を吸収する緑化事業、食品ロス対策、西武百貨店等と協力したリユースでのショッピングスタイルの推進を検討してほしいです。</p>	2	<p>ゼロカーボンの推進にあたっては、区民や事業者等との連携が大変重要な観点となりますので、ご提案の内容も含め検討してまいります。</p>
41	<p>ゼロカーボンに向けて、給食での菜食、食品のカーボンフットプリント表示制度などを検討してください。</p>	1	<p>食品生産にかかるCO₂排出量は、生産者、生産時期、場所や気象条件等による差異が大きく、正確な算定が難しいのが現状です。現在、国で様々な製品におけるCO₂算出方法等の検討が進められておりますので、そうした全体的な動きについて、注視してまいります。</p>
42	<p>ゼロカーボンに向けて、さまざまな交通対策を推進してください。 (安く、利用しやすい公共交通機関対策、ガソリン車の禁止、カー/バイクシェアリング、配送状況に応じて自動車から自転車への切替など)</p>	1	<p>IKEBUS(電気バス)の導入、地域公共バス「池07系統」支援、新しい公共交通導入に向けた実証実験、池袋地区駐車・まちづくりマネジメントによる一体的な交通・駐車対策等により、歩行者優先の交通環境の実現を目標に、引き続き、人と環境にやさしいまちづくりに取り組んでまいります。</p>

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
43	ゼロカーボンに向けて、EV補助・インフラ整備をしてください。	2	脱炭素社会の実現に向けて、環境に優しい自動車への転換が必要であることは認識しております。電気自動車や燃料電池自動車の普及及び充電設備の整備については、既に国や都で実施している補助制度やサポートなどを周知し、国や都と連携して推進してまいります。
44	ゼロカーボンに向けて、歩行者や自転車にやさしくなる道路整備をしてください。 (歩行者レーン、自転車レーンなど)	1	道路改修などの機会をとらえて、人優先の環境に配慮した道路づくりに努めてまいります。
45	ゼロカーボンに向けて、地域の実情に応じて、コンパクトシティ（集約型都市構造）、ショートウェイシティ（移動距離の短いまちづくり）が可能な都市計画を進めてください。	1	本区では、「自動車に過度に依存しない、人が中心となる交通環境の実現」を目標に掲げ、各地域の実情を踏まえた都市づくりを推進しております。また、都市開発の機会を捉えて、低炭素まちづくりにも取り組んでいます。引き続き、環境施策、交通施策、住宅施策などと連携を図り、ゼロカーボンを推進するとともに、地域の実情を踏まえた機能的かつ効率的な地域構造を構築してまいります。
46	ゼロカーボンの推進にあたり、地方自治体、事業者、消費者、専門家そして市民など多くのステークホルダーが参画してオープンなプロセスで政策を協議し、計画策定から実行、チェック、アクションまで何回でもスムーズに行う場を設定してください。	1	計画策定や進捗状況管理については、学識経験者、事業者、区民、区職員から成る豊島区環境審議会にて審議しております。また、計画策定時には、パブコメ等を実施するなど、区民の意見を反映することができるよう努めております。
47	「羽田空港機能強化」により、2020年3月から、豊島区上空を南風好天時に毎日旅客機が低空飛行しています。騒音も大きく、特に豊島区上空飛行の際は機体が大きく旋回するためか高音でキーンと音や振動がとてもうるさく、落下物の危険もあり、とても心配です。国土交通省HPには、直近の2022年12月に測定された千早小学校で測定された騒音の最大値が72～77デシベルと大きな騒音も出ています。以前説明されていた以上の騒音です。コロナ以前の飛行ルートに戻すよう、国に働きかけてください。	1	国土交通省が千早小学校で測定している騒音について、12月の実測値の平均（速報値）は65.2デシベルと、国土交通省が運用開始前に説明会等で示していた推計平均値の範囲内でした。 本区としては、国際競争力強化等を目的とした羽田空港の機能強化の必要性は理解しているところですが、騒音対策や落下物等の安全対策の徹底は重要であると認識しております。 騒音対策については、引き続き国に対して、低騒音機の導入促進や最新技術・知見の反映など、対策の強化を求めています。
48	池袋駅西口に3棟の高層ビルのイラストがありますが、東武デパートも建替でこの3棟の中に入りますか。渋谷区、新宿区と同じようなことをして街づくりに独自性がなく、つまらなくならないか危惧しています。 池袋駅北口（池袋1丁目）方面はどうなるのか詳しい説明が必要です。	1	3棟整備する事業の他、別事業にて東武百貨店の建替えが検討されております。また、渋谷区や新宿区とは異なる、池袋らしいまちづくりに向け、池袋駅西口地区再開発準備組合と協議しております。 池袋一丁目につきましては、都市づくりビジョンにて示しているとおり、建築物の建替えにあわせた狭い道路の拡幅やすみ切りの確保、接道部の緑化、行き止まり道路の解消、オープンスペースの確保、建築物の不燃化・耐震化の促進などにより防災性の向上と住環境の改善を図ります。

番号	ご意見等の概要	件数	区の考え方
49	<p>区内に空き家が多数見受けられます。</p> <p>駅の近くにも関わらず、窓が破れ、雑草も伸び放題の家が見られたりするのはまちのイメージダウンです。権利関係を明らかにして、適正な管理の促進をお願いします。</p>	1	<p>本区では「豊島区空き家活用条例」により、空き家の所有者に空き家を適切に管理することを義務付けており、維持管理の専門家派遣や放置空き家の相談窓口の設置等により、空き家の適正管理促進に取り組んでおります。また、空き家の利活用のための登録制度や相談制度、セミナーの実施等、空き家の有効活用に関する各種取組を行っております。今後も、引き続き空き家の適正管理と利活用の促進に努めてまいります。</p>
50	<p>明治通り、折戸通り、地蔵通り等比較的交通量や人通りの多いところでも電柱が残っています。東京都の「TOKYO強靱化プロジェクト」の中の「無電柱化の加速」を踏まえて、豊島区の強靱化のために無電柱化を加速すべきです。</p>	1	<p>本区では、「豊島区無電柱化推進計画」を令和2年に策定しました。無電柱化の整備については、本計画に基づきながら順次、路線を定めて事業を進めてまいります。</p> <p>なお、巣鴨地蔵通りにつきましては、巣鴨駅側の入口から折戸通りまでを3つの工区に分けて無電柱化を進めております。</p>
51	<p>区内の建物の高層化が進んでいるので、地震時の窓ガラスや外壁の破損、看板等の落下物対策を区内の企業や商工会等と一緒に進めるべきです。</p> <p>また、店舗やオフィスなどに対して、室内で被災したときに棚等の転倒や落下物でけがをしないような対策も、区内の企業や商工会等とともに推進するべきです。</p>	1	<p>「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」の対象となる集合住宅の場合は、落下物の危険防止措置として、道路側に面する窓の下部にはバルコニー又は庇を設置するか、網入りガラスを設置する措置を行うよう指導しております。</p> <p>また、区道に突き出した看板については、道路占用許可申請時に常時良好な状態に保つように管理することを許可条件としております。なお、棚等の転倒防止につきましては、東京消防庁のホームページにて、オフィス家具の設置時における注意点等が公開されています。</p>
52	<p>東京都の「TOKYO強靱化プロジェクト」の中に「噴火が起きても都市活動を維持する」というものがあります。豊島区も都や国とともに降灰対策を構築し、富士山が噴火したときに行政がしっかり機能し、除灰体制がとれるように今から準備するべきです。</p>	1	<p>火山灰の処理方針に関しては、防災対策の面から引き続き検討してまいります。</p> <p>発災時における区及び関係機関が行う災害対策は、「豊島区地域防災計画」を中心に推進していますので、同計画火山編の策定についても検討してまいります。</p>
53	<p>池袋には多くの人が集まる劇場がいくつもあり、そこはテロのターゲットになりやすいです。池袋の治安に関しては、管轄の警察だけでなく、警視庁、警察庁とも連携して取り組むべきです。</p>	1	<p>事前に有事の際の関係機関との連絡体制を整備しておくことは、非常に重要であると認識しています。池袋・巣鴨・目白の3警察署をはじめ、関係省庁との連絡体制の構築に努めてまいります。</p>
54	<p>インバウンドなど外国人を入れるのであれば、特定の国の人ではなく、もっと他の国の人を入れて、池袋のイメージや治安が損なわれることのないようにすべきです。</p>	1	<p>本区には100を超える国・地域から来日した外国人が暮らしています。旅行者についても特定の国・地域の外国人のみを受け入れている訳ではありません。</p> <p>本区としては多言語での情報発信や国際交流事業を通じ、お互いの文化・習慣等に関する理解を深めることが安全・安心なまちづくりに資するものと考え、多文化共生を推進してまいります。</p>